

KDDI Remote Sync by moconavi 利用規約
(平成 25 年 2 月 1 日以降の契約)

第 1 章 削除

第 1 条～第 3 条 削除

第 2 章 削除

第 4 条～第 9 条 削除

第 3 章 削除

第 1 0 条～第 1 2 条 削除

第 4 章 削除

第 1 3 条～第 2 3 条 削除

附 則

(実施期日)

本規約は、平成25年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

本改訂規約は、平成26年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

本改訂規約は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

この改正期待実施の際現に、改正前の規約により提供している「KDDI Remote Sync by moconavi」に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、従前通りとします。

- 1.本サービスの利用料金（以下『利用料金』という）は、以下に定める基本料金および利用者 ID 料金とする。
- 2.契約者は、本規約に基づいて弊社が本サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌暦月の初日から起算して契約の解除があった日を含む暦月の末日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の暦月である場合は、その暦月）について、以下に規定する料金の支払いを要する。

(1) 基本料金

1の契約ごとに月額

区分	料金額
基本料金	10,000 円（税抜額）

(2) 利用者 ID 料金

1利用者 ID ごとに月額

区分	料金額
利用者 ID 料金	500 円（税抜額）
備考	利用者 ID 料金は、その暦月に本システムに登録されていた利用者 ID の利用可能数が最大となる日における利用者 ID の利用可能数にしたがって算出する。

- 3.弊社は、利用料金を、暦月にしたがって計算する。
ただし、弊社が必要と認めるときは、弊社が別に定める期間にしたがって随時に計算する。
- 4.弊社は、利用料金については、暦月にしたがって税抜額（消費税相当額を加算しない額をいう。以下同じとする）により計算したものの合計額に消費税相当額を加算した額の支払いを請求する。
5. 契約者は、弊社が請求書を発行した後、弊社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料はすべて契約者の負担とする。
6. 支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年 14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとする。

7. 弊社から契約者に、事実と異なる請求がなされた場合、その訂正のため契約者がその請求書を弊社に返付した日から訂正された支払請求書を契約者が受理した日までの期間は、契約者の支払約定期間に算入しないものとする。